

令和 3 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

令和 3 年 1 2 月 7 日 開会

1 6 日間

令和 3 年 1 2 月 2 2 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和3年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和3年12月7日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 徳 丸 初 美

5番 平 田 常 信

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

危機管理課長 菊 井 秀 行

副 村 長 稲 山 喜与一

会計管理者兼税務課長 北 浦 信 行

教 育 長 栗 山 和 之

住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 赤 阪 秀 樹

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理 事 菊 井 佳 宏

健 康 課 長 西 口 美 和

総 務 課 長 日 谷 順 彦

観 光 産 業 振 興 課 長 仲 野 隆 之

企 画 課 長 山 谷 光 代

施 設 整 備 課 長 下 休 場 健 司

秘 書 課 長 中 野 光 二

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 柏 原 美 佳

主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第62号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に

ついて

- 日程第 6 議案第 6 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の改正
について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定期間
の変更について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期
間の変更について
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 令和 3 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和3年第4回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長よりご挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪府における新型コロナウイルスの新規陽性者は現在のところ落ち着いて推移しておりますが、新たな変異株であるオミクロン株への感染が国内でも確認されるなど、今後の感染状況が懸念されるところでございます。

今月から3回目のワクチンの追加接種が始まっております。予約方法などについても、村民の皆様のご負担にならないよう担当課において検討を進めておるところでございます。コロナ禍が一日も早く終息するよう引き続き取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、人事案件1件、条例案件4件、指定管理案件2件、各会計の補正予算4件の計11件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、11月30日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る11月30日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたのでご報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第61号から議案第71号の11議案です。

審議方法については、議案第61号は本会議において審議することに決しております。

議案第62号から議案第71号までの10議案は、所管の常任委員会に付託することに決しております。

また、今期定例会の会期は本日12月7日から12月22日までの16日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番徳丸議員、5番平田議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月7日から12月22日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月7日から12月22日までの16日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第3、諸報告を議題とします。

南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和3年11月12日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果報告として、正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の辰巳真司委員、副委員長に大阪狭山市選出の久山佳世子委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことの報告がございました。また、事務局から第1清掃工場粗大ごみ処理施設で発生した爆発事故の概要と再発防止対応及び今後予定している第1清掃工場の基幹的設備改良事業の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の資料提出がございました。

つきましては、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、1番、議案第7号令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)については、本年10月19日に発生した第1清掃工場粗大ごみ処理施設の爆発事故に伴う施設の復旧更新工事費及び再発防止のための啓発印刷物の住民への配布について予算措置を講じるために、歳入歳出それぞれ6,611万6,000円を追加し、予算総額を40億2,200万3,000

円とし、併せて地方債を補正するもので、原案のとおり可決されました。

なお、この議案に関する質疑及び要望は以下のとおりでございました。

まず、火災爆発事故等防止対策として、啓発印刷物の配布により周知されるとのことであるが、住民の協力が不可欠なことから、改めてその原因やごみの分別方法について分かりやすい内容とし、周知徹底するよう要望がございました。

次に、現在施設に設置されている監視カメラの録画機能の有無、また原因物質が特定できていない現状における今後の対策について質疑があり、録画機能は有していないが、過去の爆発事件事例ではガスボンベ、スプレー缶などの原因物質があることが判明しており、その経験を踏まえて対策を講じていくとの答弁に対し、原因ができる限り特定できるよう、設置している監視カメラにおける録画機能の必要性を踏まえ、引き続き火災、爆発事故の発生がないよう要望がございました。

2番、監査報告第3号例月出納検査の結果報告については、令和3年度の7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでした。

3番、許可第1号組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の駄場中大介議員の議長辞職が許可されました。これに伴い、次の選挙第2号並びに許可第2号、選挙第3号の3件が追加上程されました。

4番、選挙第2号組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

5番、許可第2号組合議会副議長の辞職許可については、河南町選出の中川博議員の副議長辞職が許可されました。

6番、選挙第3号組合議会副議長の選挙については、太子町選出の山田強議員が副議長に当選されました。

7番、同意案第2号南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に河南町の遠藤忍氏を、議会選出の監査委員に河内長野市選出の浦山宣之議員を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和3年度第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

去る11月2日午後1時より議員全員協議会が行われ、11月定例会について協議され

ました。まず、閉会中における所属議会の任期満了による失職4人、新たな議員の当選4人について報告、続いて企業長挨拶があり、定例会の招集日の内定、主な議事について説明がありました。

続いて理事者から、1、水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定結果について、2、和歌山市六十谷水管橋破損事件に伴う大阪広域水道企業団の支援活動と水管橋の現状についての2件の報告がありました。

その後質疑が行われ、本村の料金改定案のうち料金体系の変更について1件、最適配置案の策定結果について4件、計5件の質疑応答が行われました。

企業長、理事者退席の後、今後の議会日程として定例会前の全員協議会の開催、時期定例会の内定が決まり、その後議員定数等調査委員会が行われ、3つの議会から提出された具体的な配分案を持ち帰り、意見や疑問点等を整理し、アンケート形式で各議会において検討することを決め、閉会いたしました。

定例会は、11月16日午後0時30分より全員協議会が行われ、その後午後1時より開催され、企業長提出の議案5件及び報告4件が審議されました。

概要といたしまして、1号議案、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件については、法律の改正等に伴い所要の改正を行うもの。施行期日は公布の日。

2号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件については、本村の水道事業における料金を改定するもの。施行期日は、令和4年4月1日。

3号議案、大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件については、押印義務の見直しに伴い、宣誓書において押印を要しないこととするもの。施行期日は、公布の日。

4号議案、令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件については、地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度の水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。

5号議案、令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件については、地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。

1号報告、令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件、2号報告、令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件、3号報告、令和2年度決算に基づく資金不足比率報告の件、4号報告、債権放棄報告の件、以上の説明があり、一般質問に入りました。事前に通告されました3名による質疑応答が行われ、概要といたしまして、本村の料金改定について1件、決算報告について2件、水道事業運用の統一につい

て1件、水道事業会計剰余金処分の件について1件、企業団職員のコロナ感染状況と対策について1件ございました。

その後、討論の発言通告はなく、議案5件については原案どおり可決されました。報告4件については、議決不要の2件を除く2件が認定されました。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第4、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第61号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

議員の定数は3名で、任期は3年でございます。3名の委員のうち今回仲谷依之委員が令和3年12月25日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

仲谷氏は、税理士をされておられますので、税務行政に対しましても豊富な識見をお持ちであり、また人格高潔なお方でございます。

そのようなことから、私といたしましては仲谷依之氏が固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和3年12月26日から令和6年12月25日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第61号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより議案第61号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 お伺いします。こちらの固定資産評価審査委員会委員、こちら3名の定員ということですが、そちら3名の定員というのは条例とかの規定で定められているのでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 固定資産評価審査委員会の委員につきましては、地方税法という法律がございまして、その中の423条第2項におきまして、固定資産評価委員会の委員の定数は3名以上とし、当該市町村の条例で定めるというふうになってございます。

以上でございます。

○千福議長 よろしいでしょうか。

田村議員。

○田村議員 僕が確認した限りではその条例上で人数の規定というのは確認できなかったと思うんですが、その点確認をさせていただきますでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今申し上げました地方税法の中で3名以上となっております、条例を定めております。千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例というのがございます。確かにこの中に委員の定数は明記はされてはおりませんが、基本的に3名以上ということがございますので、最低3名ということのご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 こちらの地方税法で、条例で定めるというふうにあるのであれば条例で定めたほうがいいのかと思うんですが、また後ほどいろいろとお伺いしたいと思います。

こちらの仲谷依之氏なんですけど、これって何年程度継続ということになるのか、これまで何年継続しておられるのかお伺いします。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 仲谷依之氏につきましては平成21年からされておりまして、3年、3年で更新といいますか、ずっと引き続きお願いをしてということで、何年までいけるとかというところの縛りとか決まりはないと思っておりますけれども、基本的に議会のご同意が必要ということになりますので、その点で今回引き続きお願いをしたいということでござい

ます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 残り3名っていうことで、残りお二人の方、こちらはそれぞれ何年程度継続しておられるのかお伺いします。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 残りの方がお二人おられますけども、すいません、今詳細は分かりかねます。また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○田村議員 分かりました。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより議案第61号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第5、議案第62号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第62号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、期末手当、基準日一月前に退職、辞任等をした場合における期末手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第62号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第6、議案第63号、一般職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第63号は、一般職の職員給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、一般職の任期の定めのない常任職員と一般職の任期付常任職員との給与の均衡を図るため、職員手当のうち地域手当、扶養手当及び住居手当について一般職の任期付常任職員を支給対象とするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第63号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第7、議案第64号、千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第64号は、千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、子どもの健全な育成と子育て世代の負担軽減のため、来年4月より新たに対象年齢を高校3年生相当までに医療費助成を引き上げる改正でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第64号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第8、議案第65号、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第65号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、産科医療補償制度の掛金の見直しによる出産育児一時金の支給額及び未就学児の均等割保険料の軽減措置を講ずることについて、これに準じた村国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第65号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第9、議案第66号、千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第66号は、千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定期間の変更についてでございます。

本議案は、令和4年3月31日をもって3か年の任期満了となります指定管理者について、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和3年度実施予定であった指定管理者選定事務を取りやめ、現行の社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会会長西野敏彦氏に引き続き指定するものでございます。

なお、指定期間については、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3か年を1年延長し、令和5年3月31日までとするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第66号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第10、議案第67号、千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第67号は、千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期間の変更についてでございます。

本議案は、令和4年3月31日をもって5か年の任期満了となります指定管理者につい

て、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和3年度実施予定であった指定管理者選定事務を取りやめ、現行の公益社団法人地域医療振興協会、理事長、吉新通康氏に引き続き指定するものでございます。

なお、指定管理期間については、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5か年を1年間延長し、令和5年3月31日までとするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第67号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第11、議案第68号、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第68号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ4,109万8,000円を追加いたしまして、予算総額を34億9,300万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、保険料の定時改定や大阪府最低賃金引上げによる人件費、子ども医療助成における対象者引上げによる関係経費、児童手当システム改修経費等を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第68号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 次に、議事日程第12、議案第69号、令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第69号は、令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ830万8,000円を追加いたしまして、予算総額を8億6,278万6,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金確定による財源更正、歳出は未就学児の均等割5割軽減に伴うシステム改修、国民健康保険事業費納付金の確定、国保連合会端末の増設により増額補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第69号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第13、議案第70号、令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第70号は、令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加いたしまして、予算総額を1億2,583万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の確定による増額でございます。歳出につきましては、広域連合納付金の確定による増額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第70号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第14、議案第71号、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第71号は、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ108万2,000円を増額いたしまして、予算総額を2億4,532万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、一般管理費は、消費税額の確定に伴い6万3,000円を増額補正するものです。また、公共下水道管理費は、公共ますの修繕などによるもので101万9,000円を増額補正をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第71号は、文教建設常任委員会に付託します。

ここで、議案第61号につきまして日谷総務課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可をいたします。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 議案第61号固定資産評価審査委員会の委員の選任につきまして、先ほどご議決賜りまして誠にありがとうございます。今、議長からございましたように一部答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど田村議員のほうからご質問ありました委員の定数が3名っていうところで、条例で定めてるのではないかとこのところのご質問があったかと思っております。先ほど私が申し上げました千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例っていう条例がございます。こちらの条例につきましては、あくまでもそういう不服申立て等があったときの審査のしるしとか、そういったところのルールを定めている条例ということでございまして、そもそもの固定資産評価委員会の設置については千早赤阪村税条例の第77条において固定資産評価審査委員会を置くとなっております。また、その委員定数につきましては、同じく税条例の第78条におきまして審査委員会の委員の定数は3人とするというふうに明記してございました。異なった答弁をしてしまったことにつきまして、おわびして訂正をいたします。よろしく願いいたします。

○千福議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

どうも皆さんお疲れさまでございました。

午前10時38分 散会

令和3年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和3年12月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

危機管理課長 菊 井 秀 行

副 村 長 稲 山 喜与一

会計管理者兼税務課長 北 浦 信 行

教 育 長 栗 山 和 之

住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 赤 阪 秀 樹

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理 事 菊 井 佳 宏

健 康 課 長 西 口 美 和

総 務 課 長 日 谷 順 彦

観 光 産 業 振 興 課 長 仲 野 隆 之

企 画 課 長 山 谷 光 代

施 設 整 備 課 長 下 休 場 健 司

秘 書 課 長 中 野 光 二

教 育 課 長 森 田 洋 文

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

局 長 柏 原 美 佳

主 査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 議案第65号の訂正について

日程第 2 議案第62号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第64号 千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の改正について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 6 5 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 6 6 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定期間の変更について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 6 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期間の変更について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 6 8 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 6 9 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 7 0 号 令和 3 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 7 1 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 7 2 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 7 4 号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議について
- 日程第 1 5 議案第 7 5 号 『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議について
- 日程第 1 6 議案第 7 6 号 出産育児一時金の増額を求める意見書について
- 日程第 1 7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 8 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、12月20日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る12月20日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第65号の訂正について、議案第72号から議案第76号の5件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。

議案第62号から議案第71号までの10議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に、文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行った後、1議案ごとに討論、採決を行うことに決めています。

議事日程17、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを採決した後、議事日程18の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、議案第65号の訂正についてを議題とします。

議案第65号の訂正についての理由の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第65号は、令和3年12月7日に提出いたしました議案第65号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について訂正いたしたく、千早赤阪村議会会議規則第20条第1項の規定により議会の承認を求めます。

訂正内容につきましては、令和3年9月15日付事務連絡において、厚生労働省保険局国民健康保険課より通知のありました国民健康保険条例参考例について、未就学児の均等割保険料軽減に係る端数処理の考え方等に誤りがあったため、訂正をお願いするものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、訂正の理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

ただいま議案となっています議案第65号の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第65号の訂正についてを許可することに決しました。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務民生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時03分 休憩

午前10時15分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各議案は、12月7日、22日の本会議において各常任委員会に付託してまいりましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において付託を受けました議案9件の審査を行うため、12月10日午前10時、12月22日午前10時08分からの2日間にわたって、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第62号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第62号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第62号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第63号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第63号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第64号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結

果、全員異議なく、議案第64号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第65号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第65号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号千早赤阪村いきいきサロン指定管理者の指定期間の変更について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第66号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第66号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期間の変更について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第67号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第67号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第68号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第68号の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第69号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第69号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第70号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第70号は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る12月7日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、12月10日午前11時50分から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

初めに、議案第68号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第68号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第68号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第71号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第71号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧ください

たいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第62号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 お諮りします。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定期間の変更についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の指定期間の変更についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第12、議案第72号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第72号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,857万7,000円を追加いたしまして、予算総額35億2,158万円とするものでございます。

主な内容でございますが、子育て世帯に対して、18歳以下の1人につき10万円の臨時特別給付金を支給するための経費などを補正するものでございます。

内容につきましては、担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第72号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ2,857万7,000円を追加し、予算総額を35億2,158万円とするものでございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

まず、歳出でございます。

総務費の文書広報費は、村ホームページのセキュリティー強化のため、常時SSL対応のための電算委託料でございます。

次に、財産管理費は、庁内電話システム整備事業の歳出科目を、工事請負費から備品購入費へ科目変更するものでございます。

民生費の社会福祉総務費と土木費の都市計画総務費は、令和2年度南河内広域行政共同処理事業負担金の精算に伴います追加負担金でございます。

児童福祉総務費は、子育て世帯に対して、18歳以下1人につき10万円を支給するための補助金でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金でございます。繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明いたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第72号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございます。広報経費のホームページSSL対応費の委託料に関してなんですけど、SSLについてご説明いただきたいんですけども、そもそもSSLっていうの、これ何の略になるんでしょう。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 SSLとは、インターネットを介してやり取りされる情報を暗号化する技術のことです。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 すいません、何の略かってのを伺いたんですけども。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 申し訳ありません。また後でご報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。いや、ちょっとSSLよく耳にするので、どういうことかなあとってお聞きしたんですけど、また後で、はい、お願いいたします。

こちらなんですけど、今までこれこれまでHTTPでアクセスしていたものが、HTTPSでアクセスする形になると思うんですけど、これHTTPで仮にアクセスした場合はどうなるんでしょうか。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 仮にアクセスした場合、HTTPでSSL化に変えたとしても、変換するような作業をこの費用の中に入ってますので、HTTPSでアクセスしてもHTTPSの村のホームページにアクセスすることはできます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。HTTPでアクセスすると、疑似ダイレクトという形になって、HTTPSでのアクセスに変わるということですね。はい、承知いたしました。

あと、庁舎維持管理費についてお伺いしたいんですけれど、これ説明でPHS設置工事費が工事請負費から備品購入へ変更ってことなんですけど、これももう少し詳しくお伺いしてよろしいでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 この件につきましては、第4号補正のときに、コロナ対応も含めて、今使ってる電話を、それぞれ職員が1台ずつ持てるような形でのPHSっていう形で、要はそこは共有しないように、そこでコロナ感染を防ぐっていうな意味合いのもとで、交付金を使って補正をさせていただいた経費なんですけれども、この時点において、工事費っていう形で予算科目を上げさせていただいたんですが、後に、実際に発注をしていく詳細を詰めていく中で、その中でPHSっていうところで、いわゆる備品っていう部分をどう取扱いといいますか、そういったところの全体の経費に占める割合が大きく、大きくといいますか、ということが詳細詰めていく中で分かってきましたので、その中で、それでいきますと実際の支出する科目としては、工事費っていうよりかは実際に備品購入という形の中で処理したほうがいいのかという判断の下で、今回科目変更ということで補正を上げさせていただいてるということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。ということは、実際にはこれはもうほぼ工事という形では行われえないということなんですか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 基本的に、今の電話機があるんですけども、電話交換機っていう機械があるんですけども、その機械を生かしながらPHSのほうに転換していくっていうふうな形を持っておりますので、一から全てを設置して工事するというのではなくって、今ある部分として機器をできるだけ使うような形でという意味合いの下でいきますと、今回こういう形で備品購入ということで科目変更させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。つまり、もう一遍既存の設備を使用すると、PHS

に関わる機器を例えば接続するとか、そういった比較的簡単な工事で終了するという感じですかね。了解いたしました。

続きまして、南河内広域行政共同処理事業負担金と社会福祉総務費と都市計画総務費で計上されているんですけども、ちょっとこれどういった関係にあるのか、詳しくお伺いできますでしょうか。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 南河内広域行政共同処理事業なんですけれども、一応南河内広域事務室に広域まちづくり課と広域福祉課を設置しておりまして、そちらの負担金になりますので、社会福祉総務費と都市計画総務費に分かれて計上のほうさせていただいてます。

以上でございます。

○田村議員 分かりました。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 今と関連した質問なんですけど、SSLに対応業務で委託っていうことなんですけど、この金額ということなんですけど、委託されてどういう作業をどこがされるのかっていうのがちょっと分からないのと、あとPHSの事業なんですけど、いつ頃、どういう形でされるとかというのはもう決まっているんでしょうか、教えていただきたいと思えます。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 SSL対応業務委託のほうなんですけれども、作業内容のほうは、サーバー設定変更と、あとコンテンツマネジメントシステム設定変更と、テンプレート改修ということがございまして、先ほど田村議員からご質問のありましたリダイレクト処理、こういった処理と、あと動作確認などの作業がございまして。この補正予算のほうを議決いただきましたらば、来年1月早々には委託業務のほうを始めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 PHSの件なんですけども、基本的に交付金を活用するという事ですので、基本今年度内に事業を完了しないといけないっていうことがございまして、今発注に向けて手続を進めているというところでございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。今、進められておられるっていうことですね。あと、SSLの機能、委託料のほうなんです、これは毎年度発生するっていうことでよろしいですか。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 今回のこのSSL化業務は、今回のみの費用でございます。毎年発生するSSL証明書の手数料がございますが、これは今ホームページの補修委託をしている中に含まれますので、継続しての費用発生はございません。

以上でございます。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 子育て世帯で臨時特別給付金についてお伺いしたいんですけど、報道では現状検討中ということで上がってございましたけれども、その点に関しまして村としてどういったふうに現状お考えなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 今、ご質問をいただきました子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、さきの総務民生常任委員会のほうで、先ほどご議決いただきましたけど、まず先行の給付といたしまして、申請不要の方につきまして、保護者の方に、お子さんお一人5万円ということで予算計上させていただいたところでございますが、その時点では、国のほうからは、基本約クーポンですというご説明が、12月3日時点で全国的に行われたものでございます。そこから、議員の皆様ご承知のとおり、かなり内容が二転三転いたしまして、最終的に先般国のほうで補正予算が成立しましたが、その中での給付金といたしましては、残りの5万円相当分につきましても現金給付、なおまたその予算が成立する前の執行される給付金につきましても対象とするということで、現金給付の一括を容認するといった内容が先般つくられたものでございます。

これを受けまして、千早赤阪村におきましても、様々な方法を今まで検討いたしてまいりましたが、やはり議員の先生方も委員会の中でもご意見いただきました、また村長のほうも村長ご自身の思いをご説明させていただきましたとおり、村としましてもやはり現金一括で年内に10万円を給付するのが一番最善ではないかという判断のもとに、今回予算を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございます。我々平政会といたしましても、緊急の要望という形で、現金で、クーポンでなく現金での給付というのを要望させていただいたところですので、その点要望を聞き入れていただきまして、誠にありがとうございます。感謝しております。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 すいません、今の質疑に関係してのことなんですけど、いろいろご尽力いただいて、年内に、27日に手続を取っていただいて、支給されるっていうことなんですけど、手作業等でされてて非常に大変やと思うんですけどね、できるだけ確実にお願いしたいと思います。

あと、全体的なスケジュールというか、それをちょっと教えていただけないでしょうか。お願いいたします。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 この急に変わったスケジュールでございますけども、議員おっしゃっていただきましたとおり27日に、まずもう既に今年の10月に児童手当を受給されてらっしゃる世帯、また昨年度に村から子育て世帯の特別給付金等を村から給付させていただいて、口座情報等を把握しておる公務員の方、また9月の対象となる児童手当を10月に受給された世帯に属する高校生の方、高校生相当ですね、の方の分につきましては、もう事前にその情報を把握しまして、プッシュ型という形で、申請なしでこの27日に支給をさせていただく予定となっております。それ以外の、いわゆる高校生相当のみの、平成15年4月2日から18年4月1日生まれまでの高校生相当における児童につきましては、こちらは申請をいただく必要がございます。また、昨年度村からも受給を、給付金を受けておられない公務員世帯の方ですね、こちらにつきましては申請をいただく必要になるんですが、こちらの申請のご案内も一定数、村に住民票を有する子どもさんの分につきましては、既に発行が終わっておりまして、本日ご議決いただきました際には、この送付のほうを、本日中に投函のほうをさせていただきたいということで準備のほうを進めておるところでございます。こちらの申請の部分につきましては、申請を受付させていただいてから、内容を審査させていただくこととなります。所得の情報等が一定の現在の児童手当の基準以下の所得の方っていうこととなりますので、こちらも完全に手作業で、目視で既存の課税情報等から確認していくこととなりますので、ちょっと一定お時間をいただくことになるんですが、振込としましては来年の1月末をめどとしまして、そこから定期の支払

いである2月10日、2月21日、最終の2月28日ですかね、こちらのほうで審査が終わり次第随時振込のほうを、申請の方ですね、申請が終わり次第振込のほうをさせていただきたいという形で今考えておるところでございます。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。ワクチンに、給付に、大変な作業をお願い申し上げますが、どうか皆さん待っておられると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

南本村長。

○南本村長 今、担当から説明をいたしました、少し補足なんです、先ほど質問にありました報道に対して検討中ってということなんです、実は先日の議会でもお話ししましたように、私個人的には10万円給付ってことを言っていました。その後、先ほど先生おっしゃいましたように、平政会のほうから緊急要望いただきまして、即日そこでもう結論を出させていただきましたが、実はまだ議会のほうで承認をいただいておりますので、報道からの連絡に対してはその方針ですが、議会の都合上、検討中ってこととさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第72号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第13、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第73号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結について議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明しますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第73号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本議案は、新庁舎の建設に係る工事請負契約の締結でございます。記載のとおりでございますが、1、契約の目的は、千早赤阪村新庁舎建て替え工事。

2、契約の方法は、事後審査型条件付一般競争入札による契約。

3、契約の金額は、6億6,000万円。

先ほどの契約の方法でございますが、契約につきましては5社が入札いたしまして、12月2日に開札を実施いたしました。開札の結果、落札候補者について審査を行い、12月10日付で仮契約を締結をいたしております。

4、契約の相手方でございます。住所、大阪府大阪市天王寺区上汐4丁目5番26号、村本建設株式会社大阪支店、執行役員支店長先山正登でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

服部議員。

○服部議員 説明ありがとうございました。契約金額が6億6,000万円とあるんですけども、これは相場に比べて相場どおりなのか、それとも相場より高いのか、安いのか、大体でいいので教えていただけますか。よろしくお願いします。

○千福議長 安井課長。

○安井まちづくり推進課長 相場といいますと、なかなか分かりにくいというのがあるんですが、我々としては工事を一般的に資料を基に積算を行いまして、予定価格を設定するというので、その予定価格よりは低かったということで、十分相場よりは低かったのかなというふうに理解をしております。

以上です。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 相場より安いということは、それだけ住民さんの税金が無駄に使われることが少なくなるということで、いいことと思うんですけども、ただ安いことによって心配されるのは手抜き工事だと思いますので、例えばボルト1本閉め忘れるだけでも、特に庁舎の場合でしたら、これはこれからの大切な10年、20年と使い続ける建物ですので、ぜひ、そのあたりをきちんとしていただきたいと思います。

建設途中なんですけども、例えばなんですけども、議員が視察することとかは可能でしょうか。

○千福議長 安井課長。

○安井まちづくり推進課長 基本的に、全体スケジュールの中で工期の短い中でやっていますので、なかなか一般の立入りっていうのは危険になりますので、地点地点のそういった節目のときに、そういった案内ができる时候があれば、またご案内のほうさせていただこうと思いますので、その辺ご理解いただきたいと考えております。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。できる限りいろんな方から目があると、観察の目があると分かれば、工事の方も気を引き締めるというか、注意してもらえますので、よろしくお願いします。また、重ねて、この工事の間、庁舎への一般人の立入り、立入りというか通行、工事現場の前を通ったりとかそういうことがあると思いますので、その点も改めて住民さんへの注意喚起をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○千福議長 ほかにありませんか。

平田議員。

○平田議員 この工事のほうの建築関係の管理っていうのは設計事務所とかがされるんでしょうか。

○千福議長 安井課長。

○安井まちづくり推進課長 こちらのほう我々の技術職員のほうがメインになれば立ち合うことにはなると思うんですが、基本的には設計をしていただいた徳岡設計事務所というところがありまして、そちらのほうと契約いたしまして管理のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○平田議員 はい、ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第73号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第14、議案第74号北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

平田議員。

○平田議員 それでは、議案第74号北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。令和3年12月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議

会議員平田常信、賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美、賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

1940年代後半から2000年頃にかけて多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状態でも救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を、北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者も含め、拉致の可能性を排除できない事案があるとし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。日本国内では、1997年に、拉致被害者のご家族により、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）、2017年には、特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）のご家族により、特定失踪者家族会がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により、2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置づけ、その解決のためには世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に、拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識のもと、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品などの活用促進について（令和3年4月23日）が通知された。それ以前にも、児童・生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校などにおける上映を促進するように、各都道府県教育委員会を通じて学校などの関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、府立学校に対する支持事項に、日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組に積極的に関与することが求められる。

よって、大阪府南河内郡千早赤阪村議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」、「拉致被害者ご家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇講演、「めぐみへの誓い、奪還」、映画「めぐみへの誓い」及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールなどを通じて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するよう強く求めるものである。

令和3年12月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第74号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第15、議案第75号『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

平田議員。

○平田議員 それでは、議案第75号『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議について。

上記の議案を、別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員平田常信、賛成者、千早赤阪村村会議員井上浩一、賛成者、千早赤阪村議会議員、徳丸初美、賛成者、千早赤阪村議会議員、藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

わが千早赤阪村は、大阪都市部や関西国際空港からも比較的近い距離にあり、地理的可能性を有する場所に位置しています。また、大阪南部への高速道路整備事業計画は、大阪都市部や関西国際空港への接続性の向上が期待できることはもとより、阪奈、南阪奈、西名阪、京奈和などの各自動車専用道路と大阪南部高速道路を結ぶことで、奈良県や和歌山県を含む広域道路ネットワークが構築され、本村をはじめとする近隣市町にとって人の交流や物流などによる経済的な効果、そこから誘発される地域の活性化など、大いに期待できるところであります。

さらに、大阪南部や周辺地域に所在する世界文化遺産や日本遺産などの資源を活用した観光振興、広域道路ネットワークは防災・減災及び国土の強靱化にも多大な効果をもたらすものと考えます。大阪南部高速道路整備事業は、町をつなぐ、歴史をつなぐ、軸としてつなぐをキーワードに、平時の大動脈、有事の道として一翼を担う極めて重要な役割を果たすものでもあります。

つきましては、大阪高速道路が、本年6月及び7月に、大阪府及び国において新広域道路交通計画に位置づけられましたが、大阪南部地域にもたらす効果や役割を踏まえ、早期に事業化を進められることを切に要望いたします。

令和3年12月22日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定より、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第75号に対する討論に入ります。

ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第16、議案第76号出産育児一時金の増額を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第76号出産育児一時金の増額を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、千早赤阪村会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一、賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美、賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信、賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

厚生労働省によると、2019年度の出産費用が、正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産に係る費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の

支給額では賄えない状況になっております。平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から、出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には、一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引き下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から、産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し、過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

令和3年12月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 ご苦労さまでした。

お諮りします。

議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第76号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第17、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

11時25分から再開しますので、よろしくお願いします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 議事日程第18、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。議長通告に基づき、2問の質問をさせていただきます。

1問目、国道309号の速度規制を。

水越峠のトンネルから、水分、川野辺に至る309号線については、早朝から大型トラックやコンテナ車の通行が多く、道路に面した住宅の振動がひどいです。長い年月の間に家が傾いたり、家へのダメージもつながります。現在、40キロの速度標識がありますが、30キロにするなどで注意喚起になるのではないのでしょうか。大阪府をはじめ関係部

署に働きかけをしてほしいです。

質問2、水道料金の負担軽減を。

岩井谷の水源地の老朽化と、将来枯渇することを予想すると企業団に入らざるを得なかったことは理解できます。そのことによる水道料金の値上げが26%というのは、あまりにも大き過ぎます。今、多くの村民は、コロナ禍で収入が減ったり、職を失ったり、大変な中で生活をしています。本村でも、村民の皆さんの生活を考え、少しでもアップ率が低く抑えられるよう力を入れてほしいです。水道料金は消費税と同じで、全ての村民の生活に直接関わります。何らかの形で、村民の負担が少しでも軽くなるようお願いしたいと思っています。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 国道309号の速度規制についてご答弁申し上げます。

速度規制は、速度規制基準を基に、道路交通環境等に応じた規制を都道府県警察において実施されるものでありますが、以前より地元議員から再三の要望を受け、現在、音滝橋交差点から金山交差点までの間を、40キロから30キロに規制速度の変更を、道路管理者である大阪府から警察に要望しております。

今回、議員ご質問の区間については、今まで要望等もなかったこともあり、現地確認などを行い、必要性について検討をしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 音滝橋から金山交差点の間は、会社や住宅も密集してるため、以前から声が上がっているのだと思われませんが、音滝橋からメモリアルパークまでは住宅の軒数も少ないのですが、同じ千早赤阪村の住人で、迷惑を被ってるのも同じです。現在、金山交差点から音滝橋交差点の間の速度を、40キロから30キロに変更を要望してるのですが、水越峠のトンネルを出て、千早赤阪村に入ったところから、金山交差点までを30キロにさせていただけるよう要望していただけないでしょうか。

○千福議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 再質問についてご答弁申し上げます。

警察のほうから、速度制限につきましては、やはり基準、また道路の環境などから設置されてるもので、速度の変更につきましては、道路を管理してます道路管理者が、できる限り安全対策ということで、それが全て実施されて、なお解消されないというような状況があれば、警察のほうとしても速度規制を変更する部分について検討するというところで聞

いとります。それで、現地の状況などを確認して、必要性などを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

○千福議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 はい、お願いします。

道路付近には、石の上に柱が乗ってるという、昔ながらの住宅もあります。大きなコンテナ車などがスピードを上げて通ると、地震かと思うほどだと日々怖い思いをしておられます。村道ではないので村だけでできることではないと思いますが、水越峠のトンネルから川野辺の信号まで信号がありません。グロワールのゴルフ場を下りたところの3差路か、グリーンロードから下りたところの3差路に信号をつけると、スピードの低下にもなると思います。住民の方が一日も早く安心して暮らせるよう、関係部署に働きかけていただきますよう要望します。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 水道料金の負担軽減についてご答弁申し上げます。

来年4月1日から、大阪広域水道企業団が実施する千早赤阪水道事業の料金改正については、本年4月に、企業団が有識者や使用者代表からなる料金検討部会を設置し、計6回の検討が行われました。また、村議会に対しても、浄水場視察を含め、企業団から2回説明が行われています。住民の皆様には、現在まで村広報紙に3回、企業団ホームページにも掲載され、9月12日には、くすのきホールにおいて住民説明会も開催され、企業団から説明されました。現在まで、企業団からは、特に問合せなどもないと聞いております。村では、平成29年度の統合から令和8年度までの10年間、村から運営補助及び建設改良事業への出資を目的として、企業団に年間8,800万円を繰り出ししております。この繰り出しにより、料金改定率の抑制にもつながっていることから、村ではこれ以上の負担軽減の予定はしておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 今回の料金改定後、また料金改定が予想されているのか。予定されているの

であれば、いつ頃、どの程度を見込まれているのか、教えていただきたいです。

○千福議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 再質問についてご答弁させていただきます。

企業団からは、次回改定は5年後の令和9年度頃の見込みと伺っています。また、料金改定率につきましては、今回と同程度が見込まれておりますが、本年10月の首長会議において、南本村長から企業団へ、住民負担軽減のため、ぜひとも経営の改善の取組を着実に実施していただき、改定率の抑制に努めていただきたいと意見を述べました。企業団からは、今後千早赤阪水道事業の効率的な業務執行体制を確立していくなど、経営改善の取組を着実に実施し、見込まれている令和9年度の料金改定率をできる限り抑制することができるよう努めてまいりますと回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

南本村長も尽力されていることはよく分かりました。しかし、本当にこの上げ幅は大き過ぎて、どうにかならないかと悩んできました。次の料金改定では、企業団として経営改善などを実施し、できる限り改定率を抑制されたいとお聞きしましたが、村としても住民負担の軽減をぜひともお願いしたいと思います。水は命と直結します。人間は水なしでは生きることができません。水道企業団に入ったとしても、言うべきことはしっかりと行って、言いなりの値上げにならないよう力を尽くしてほしいと思います。要望して終わります。

○千福議長 続いて、第2番目の質問者、平田議員。

○平田議員 3問質問させていただきます。

まず、1つ目、村の小・中学校のいじめについての対策強化は実施されていますか。

今年11月下旬に、愛知県の中学校で、いじめ関連による生徒間での殺人事件が発生しましたが、周囲は予兆に気づかず、最悪の事態となりました。村における小・中学校のいじめ対策の現状と今後の強化策をお伺いします。

2問目、村にも過疎化対策の一手として若者議会の導入を。

12月の広報「ちはやあかさか」に、スクールミーティングの記事が載ってました。私としては、非常によいことだと思いました。中学生からさらに年齢を上げていけばどうかと思います。若年層がどのような困り事があり、支援が必要かどうかを知ろうという視点が必要ではないかと思います。理事者側の考えをお伺いいたします。

3つ目、村内にある未使用または使用終了の可能性のある4つの施設についてお伺いします。

1番目、金剛山ロープウェイ、2番目、上赤阪城址の駐車場、3番目、農産物直売所、4番目、閉校の千早小学校跡地について、今後の対策及び進捗をお伺いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 いじめについての対策強化は実施されているかについてご答弁申し上げます。

いじめ問題は、学校における最重要課題の一つであり、村では千早赤阪村いじめ防止基本方針及び各校におけるいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、正確な実態把握による早期発見と的確な対処に努めているところでございます。学校では、定期的に実施しているアンケート調査の結果や、児童・生徒からの相談内容を、教職員はもとよりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと適切に共有し、対処する体制を整えております。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催し、様々な情報を基に意見交換等を行っております。

本村では、いじめが長期にわたって解決しない事案や重大な事案は起こっておりませんが、仮に起こった場合には、速やかに村外の学識経験者等からなる専門委員会を設けることとしております。今後も継続して未然防止と実態把握に努めながら、関係機関と連携を密にして対応してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。答弁にありました千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会の内容と、仮にいじめが起こった場合の村外の学識経験者などからなる専門委員会についての内容をお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 再質問につきましてご答弁申し上げます。

千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーにつきましては、学校、教育委員会、警察署、法務局や関係団体の代表等からなり、今年度は11名の委員で構成しており、いじめ問題等に関係する機関の連携を図っております。いじめの重大な事態が発生した場合に、教育委員会が設けます専門委員会につきましては、第三者的な立場でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教育に関する専門的な知識、経験を有す

る方に委員を委嘱することといたしております。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望をお願いします。

ありがとうございます。学校で日々起こっている様々な事象っていうのは、生徒、父兄の受け取り方、感じ方っていうのは千差万別だと思いますんで、ぜひ真摯に対応していただくことを要望いたします。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 村にも過疎化対策の一手として若者議会の導入についてご答弁申し上げます。

12月広報に掲載のスクールミーティングでは、千早赤阪村の今と未来をテーマに、中学生とフリートークをさせていただきました。中学生の皆さんから、村に対する思いや村をさらによくする提案をいただき、よい機会を得たと感じております。

昨年、私が申し上げた所信表明の中にも、住民対話を掲げております。また、第5次千早赤阪村総合計画にも、基本目標に協働と参画の村づくりを掲げており、女性や子育て世代、若い方などの様々な世代の皆様と対話を行い、皆様の声に耳を傾け、創生運営に反映していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望をお願いいたします。

ありがとうございました。村長の公約でもありますタウンミーティング、ぜひ実行していただきたいと思っております。若者はこれからの村を支えていく世代であり、村に住み続けてもらえる環境を準備する必要があります。

以上、要望いたします。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、菊井理事。

○菊井産業建設担当理事 それでは、村の施設のその後の対策及び進捗につきましてご答弁申し上げます。

質問内容につきましては、総務課と観光産業振興課の関連内容となりますが、一括して私のほうからご答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目の金剛山ロープウェイにつきましては、現在大阪府が行っておりますちは

や園地及び金剛登山道駐車場、香楠荘の新たな管理運営に向けたサウンディング型市場調査の中で、金剛山ロープウェイとの連携の提案も可能であることから、民間譲渡の提案などが無いか待っている状況でございます。

次に、上赤阪城址の駐車場につきましては、駐車場ですので利用される観光客のマナーが悪く、近隣の農家さんなどから苦情が多発しているような状況でございます。また、先般の集中豪雨によりまして、駐車場ののり面が崩壊しており、その復旧にはのり留め擁壁などの構造物の整備が必要であることから、多額の費用が発生します。そのため、当該駐車場を今年度末で廃止させていただきます。

次、3点目としまして、閉校の千早小学校跡地につきましては、平成27年2月に、旧千早小学校の5地区区長連名により、旧千早小学校の施設の有効活用に関する要望書が提出され、これまで5地区と村との間で意見交換を重ねてまいりました。これまでの地区との意見交換を踏まえ、令和2年度においては、跡地利用するときの開発等許可手続に必要な道路の拡幅工事を行うなど、条件整備を進めてきたところでございます。今後の跡地利用につきましては、財政状況を勘案しながら、引き続き地区との意見交換をしながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、4点目としまして、農産物直売所でございますが、直売所を運営しております千早赤阪農振連絡協議会から、直売所の運営が困難なため、来年度の賃貸借はしないとの申入れがありまして、令和4年3月末で閉鎖する予定です。閉鎖後の施設の活用方法などにつきましては、今後庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。要望でお願いいたします。

この4つの施設につきまして、効果的な対策をしないと、ほかの施設もどんどんと閉鎖になるってようなことが起こるのではないかと考えております。実に寂しい村になっていくんじゃないかというのを思っております。活気あふれた村への効果的な対策を、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、議席番号7番、藤浦稔です。議長通告に基づき、2問質問させていただきます。

まず、1問目、高齢化などの課題を見据えた人口減少、このためこの先令和8年ですが

地方交付税は減額の見込み、また財源不足を補うために、財政調整基金の大幅な取崩しなど、想定される厳しい状況になっています。こうしたコロナ禍の中で、数々の村長マニフェストを、実現に向けてどういった努力をされていくのか、伺います。

2 問目、地震発生時の防災拠点施設についてですが、村では、災害対策本部が設置される現在の役場庁舎は耐震基準を満たしていないため、震度6から7の揺れで倒壊するおそれがあります。もちろん、耐震基準を満たした防災拠点施設である新庁舎の建設に取り組んでおられることは分かっております。しかし、新庁舎の完成は令和5年秋の予定であり、いつ起きてもおかしくないと言われ続ける南海トラフ地震が発生した場合は、現在の庁舎では災害対応や役場機能ができなくなると思われます。庁舎に大きな被害が発生した場合は、くすのきホールや保健センターを庁舎の代替施設として使用されると思うが、庁舎の代替施設としての機能を要し、災害対策本部の設置は可能なのか、伺います。よろしくをお願いします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 藤浦議員の1つ目のご質問、村長マニフェストの実現に向けてご答弁を申し上げます。

南本村長が就任以降、1年5か月が経過いたしました。この間、村長が掲げるマニフェストのうち、退職金を50%カット、学校給食の無償化などを実施してまいりました。また、先ほどご議決賜りました子ども医療費助成の対象年齢の18歳までの引上げにつきましては、令和4年度より実施してまいります。

一方で、実現には、検討や関係機関との協議など時間を要する項目もございます。加えて、高齢化の進展や人口減少等、村の財政状況に大きな影響を及ぼす課題も多数ございます。今後の村長マニフェストの実現に向けましては、財政収支見直しにも留意しつつ、第5次千早赤阪村総合計画に基づく施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁をありがとうございます。村長マニフェストの実現に向けては、多くの予算を伴うものだと認識しております。先日、全員協議会において、村の財政シミュレーションの説明をいただきました。大阪府が試算された財政シミュレーションによれば、幾分状況としてはよいものであったが、厳しい状況には変わりありません。行財政改革で厳しい財政状況の好転と、村長マニフェスト実現の財源確保は本当に図られるのか、なかなか

か難しいのではないかと考えております。

そのような状況の中で、学校給食の無償化、18歳までの医療費助成の拡充は、単なるばらまき合戦ではないかと心配もしております。マニフェストを見る限り、行財政改革に逆行するプランや村民が求めているプランもあります。村長は、自分が行政経験がないと自らが言われているので、稲山副村長におかれましては、大阪府幹部職員との行政手腕に期待しております。

先日、16日の区長会において、村長マニフェストについて質問がありました。村民は非常に関心を持っているのは事実です。村長を補佐する副村長として、どのように村長をサポートしていくのか、再度答弁をお願いします。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 議員ご指摘のとおり、村におきましては、これまでも村民の皆様のご理解、ご協力を得ながら、行財政改革を行ってきたこともありまして、さらなる改革によって得られるものには限界もあろうかと存じます。今後、国や府の補助金など特定財源の確保に努めるとともに、大阪府の実施する様々な施策との連携など、これまで私自身が府で培ってきました経験、人脈を生かしまして、マニフェストの実現に向け村長をサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 次に、要望ですけれども、要望の前に、まずは18歳以下の子どもへの10万円の給付金については、12月14日の我々平政会からの緊急要望であり、年内に現金を一括給付をすとの判断を下されました。いろいろと村長には、平政会と村民の声を聞いていただき感謝しております。さて、村長の、では就任前からのコロナ禍の影響により、マニフェストがなかなか実現できない歯がゆさ、焦りはよく理解しております。しかし、村民は、村長公約について、これに非常に関心を持っているのは事実です。私は、これまで再三質問、要望している国道、府道、村道の整備や、認定こども園の路面標示は、村長マニフェストの重要項目でもあると考えております。私は、この実現には、稲山副村長の手助けなしに村の発展なしとまで思っています。どうか副村長には、村長の村に対する思いを理解し、右腕として大阪府との強いパイプを生かしたインフラ整備に実力を発揮されることを要望して終わります。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 藤浦議員の2つ目のご質問、地震発生時の防災拠点施設について、ご答弁

を申し上げます。

村域あるいは近隣市町に震度5弱以上の地震が発生したなどの場合には、災害対策本部を村役場に設置することとなっております。また、強い揺れなどにより庁舎が被災し、使用できなくなった場合は、くすのきホールを代替施設として使用することになります。

ご質問の庁舎の代替施設として機能できるのかという点につきましては、電話などの通信手段が使用できない場合でも、各地区の集会所などに設置している村の同報系及び大阪府と共同運用しております移動系防災無線による通信は可能となっており、地震発生時に災害対策本部が担うべき、村民の安否、建物の被災状況、ライフラインの確認などの情報収集や、人命救助、救援の依頼などの活動に支障はないと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。災害対策本部の設置に関して、くすのきホールは役場庁舎の代替施設となり得ることが分かりました。先日、12月3日に、和歌山県で発生した地震では、ご坊市の庁舎の窓ガラスが割れ、職員が一時避難するという報道がされていまして。村も取材を受け、代替施設であるくすのきホールの状況について報道がされていりましたが、その際、実際に起こった場合のことを想定した訓練等が必要だとのコメントがありました。今後の具体的な対応について伺います。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

9月3日の大阪880万人訓練は、府内において警報が発令されたために中止になりましたが、村では地震を想定した避難訓練を実施しました。また、全地区との無線伝達訓練をはじめ、地区単位で行われます防災訓練や個別計画策定など、地区と協議しながら実施検討を進めているところでございます。今後、いつ地震が発生してもおかしくない状況下におきまして、いざというときに役場としての責務をしっかりと果たせるよう、全職員を対象とする発生直後の行動訓練や、防災体制の構築などを実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

最後に要望ですけれども、全職員を対象とする発生直後の行動訓練や、防災体制を構築す

るとの今の答弁ですが、今では地球温暖化現象によりどんな災害が発生してもおかしくない時代に入っていると言われていています。私は、災害で一番大事かといいますと、やはり人命だろうと思います。ですから、いつ起きるか分からない災害には役場だけでは無理です。官民一体となった訓練などでの村民の意識改革も必要で、喫緊の課題であると思います。防災拠点施設である新庁舎の建設と同様に、職員体制の充実を図ることも必要です。

そこで、村長、副村長の陣頭指揮により、日常の備えをしっかりとしてほしいことと、南本村長がよく発言される職員一丸となつては、キャッチフレーズに終わらないことを要望して終わります。

以上です。

○千福議長 ここで休憩といたします。

60分間の休憩を行います。

13時から再開しますので、よろしくをお願いします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、直ちに質問させていただきます。

まず、1点目としまして、公共土木工事のその後。

村では地域特性もあり、安全対策工事等が古くから行われていました。村独自や大阪府や国による工事が行われてきましたが、経年劣化や最近の異常気象により、想定外、規格外の抗力が係り、災害につながる可能性も否定できないのが現実だと思います。国土強靱化が叫ばれる中、保守点検や修復作業も重要な災害対策と考えます。身近にある急傾斜地や自宅裏の斜面に施された工事が、永久に災害から守ってくれるとは思えないですし、草や木が生い茂り、ジャングルのような状態で大丈夫なのかと感ずるのは私だけではないと思います。

そこで、最低限、人的被害が想定されるような場所については、点検等の情報開示はできないのでしょうか。

2点目としまして、庁用車の管理、運行、庁用車の現状について教えていただきたいと思います。

1番目、保有台数と管理責任者、2番目、清掃、点検の状況（日常点検や定期点検について）、3番目、買換えの判断基準、時期や方法。

以上、お答えお願いいたします。

3番目としまして、農業用水路、その他水路の維持管理。

水路については様々な定義や種類があり、維持管理も明確になっていない現状があります。村では、農業用水路が古くから使用されてきましたが、営農者が減ったり、高齢化が進み、地区や少人数の方々に維持管理がされてきたところが多いようですが、温暖化の影響等で集中豪雨が不規則に発生したり、台風による被害が多くなっている現状を考えると、治水の観点からも、行政としての実態の把握などは必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点につきまして、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 公共土木工事のその後についてご答弁申し上げます。

村では、台風や大雨などの後に、職員により巡回等を実施し、安全確認を行っています。その際に、道路の破損、土砂崩れ、倒木等を発見した場合は、その都度補修、撤去、倒木除去等の対応を行い、被災が大規模なものであれば、災害復旧事業を活用し、復旧工事を行っております。また、日常的なものとしましては、道路除草等の維持管理作業に併せて、異常の確認を行い、異常を発見した際はその都度対応しております。橋梁やトンネルなどの道路施設については、法令に従い、5年に1度点検を行い、その結果を基に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修工事を実施しております。また、同計画は、ホームページにて公開しております。

次に、大阪府へ問い合わせたところ、府が管理している砂防関連施設等については、定期的点検や異常気象時の臨時点検を職員や業者により行っています。また、これらの点検結果を基に、施設の健全度を評価し、健全度の低い施設については施設の補修を実施するとともに、関係市町村への情報提供を行う予定と聞いております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 昨今の異常気象などの要因により、想定外の事態が当たり前のように感じられる災害が頻発している現状では、企画どおりに維持、点検されていても、安全・安心と感じられないのが現状ではないでしょうか。完璧を求めるのには無理がありますが、限られた予算と時間の中で、限界まで設備を利用し、更新するよりも計画的に補修し、長寿命化することができる計画を実施されているとのことですが、どのような施設が対象でされているのか、また対象外の施設についての対応はどのようになっているのでしょうか。ま

た、災害時には民地が崩れて、公道に影響が出るような箇所も点在すると認識をいたしますが、そのような場所に対する対処はどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○千福議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 長寿命化の対象施設としましては、本道に設置されています全ての橋梁30橋を点検し、その結果を基に橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。

内容としましては、点検により橋梁の健全度を、1としまして健全、2、予防保全措置段階、3、早期措置段階、4、緊急段階の4段階に区分するものです。点検結果では、村の橋梁は1、2の区分という結果になりました。1は健全でありますので、補修の必要はございません。ですので、村の計画では、2区分になった橋梁に対して予防保全措置としての補修を計画的に行い、長寿命化していくものでございます。その他の施設としまして、村にはトンネルが1か所ございます。トンネルにつきましても橋梁と同様に点検を行い、補修しております。また、道路上部のり面などから道路への土砂の流出などを防ぐため、柵などを設置する場合もございます。

次に、公道への影響箇所につきまして、本道周辺の土地はほとんどが民地とされます。基本的には所有者が管理するものでありますが、双方に影響等がある場合は、状況に応じて所有者と協議を行い、対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

○井上議員 すいません、要望に代えさせていただきます。

今までに経験をしたことがないような異常な気象現象や、またそれにより誘発された事故が世界中で起こっております。こういった状況に対処できるのは、設計施工管理できる自治体や政府機関であり、地域住民の方々は信用してお任せするよりほかはありません。安心・安全の生活ができるようにしっかりと管理をしていただき、きめ細やかな情報提供と、住民の方の要望等には迅速に反応していただきたいことをお願いして、終わります。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、庁用車の管理運行についてご答弁いたします。

現在、庁用車の管理及び運行につきましては、千早赤阪村庁用自動車の管理及び運行に関する規定に基づき運用しているところでございます。庁用車の現状として、まず保有台数と管理責任者についてですが、総務課管理分が11台、危機管理課管理分が19台、住民課管理分が1台、福祉課管理分が3台、健康課管理分が3台、施設整備課管理分が3台、観光産業振興課管理分が3台、教育課管理分が6台、通学バス4台、計53台となっております。その管理責任者は、同規定におきまして、車両を保有する課、施設などの長

と定められております。

次に、清掃点検の状況につきましては、各管理課において必要に応じて清掃を行うとともに、点検については道路運送車両法に基づく法定点検、いわゆる車検のほか、定期点検を行うなど、トラブルの防止、性能維持、安全走行の実現に努めているところでございます。

次に、買換えの判断基準、時期や方法につきましては、これまで買換えの判断基準がなく、当該庁用車の運行状況や財政状況に応じてその都度買換えをしてきましたが、その判断基準が明確ではなかったため、このたび車両の導入、更新基準を定めたところです。この基準は、近隣市、町の基準などを参考に定めたもので、買換えの基準の目安としては、経過年数13年以上、または走行距離10万キロメートル以上のものと定めております。

今後庁用車の買換えにつきましては、本基準を参考に、社会情勢や財政状況も勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 現在、多数の自動車保有され、運行されているのがよく分かりました。個人的な感想でございますが、実際のところ使用されている実態を見ると、しっかりと管理されているとは言い難いように見受けられます。規則を拝見しましても、日常の運行前点検や清掃についても記述がなく、安全性の面でも問題があると思われまます。

私は、整備士としての経験から、清掃作業も日常点検の一部であり、重要な作業だと思います。誰もが忙しく、業務で手いっぱいの中大変ではありますが、最低限の運行前点検と清掃は必要と考えます。一定の基準を設け、実施されてはいかがでしょうか。また、最近の交通事情を考えると、ドライブレコーダーは必要な装備ではないかと考えます。もしものときのためはもちろん、安全運転の一助にもなると思われまますので、導入を検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○千福議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、清掃につきましては、適宜その必要に応じて行っている状況でございます。運行前点検につきましては、道路運送車両法におきまして、使用者は日常的に点検すべき事項について、目視等により点検しなければならないと規定されております。現在、具体的な運行前点検が徹底されていない状況であることから、今後日常点検項目チェックシートを利用した運行前点検を実施するなど、庁用車の適切な管理に努めてまいります。

ドライブレコーダーにつきましては、庁用車53台のうち、搭載済みが2台、今年度搭載予定が4台となっております。ドライブレコーダーは、運転指導に役立てることや、運転手の心理的な面から安全運転につながることで、また事故などが発生した際の事実確認にも役立てることができると思います。今後、庁用車を更新する際には、導入する方向で進めていくとともに、既存の庁用車についても順次導入する方向で検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。車両の代替についてですが、購入ではなく、リース契約等の検討もされてはとれます。また、車種につきましても、環境に配慮した車両も最近では多く、モーター駆動の車種では、搭載バッテリーを災害時に電源として活用できるようなものもありますので、参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問についてご答弁申し上げます。

庁用車の代替の判断基準を定める際に、リース方式についても検討をいたしました。リース方式では、車両のリース料、清掃、点検及び車検費用などを盛り込んだリースや車両だけのリースなど、様々な方法がありますが、買換えの費用と比較いたしますと、約2割から3割程度割増しとなるため、費用対効果の観点から買換えを基本といたしました。EV車の公用車への導入につきましては、災害時の電源供給手段として注目されていることもあり、今後近隣市町の導入状況などを見ながら、候補の一つとして考えてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 乗用車は業務に欠かせない重要な足であり、また村民の人たちを守る大切な道具でもあります。忙しい業務の中、点検や掃除で日常作業を増やすかもしれませんが、安全・安心のため努力をお願いしたいと思います。例えば、ガソリンを給油されるときに必ずタイヤのエアチェックをするなど、工夫をされてはどうでしょうか。

また、交通安全の啓発活動についてもお願いしたいと思っております。村の中は道路状況が悪いところも多く、交通量は少ないとはいえ、村外からの車両や高齢者のドライバー

も増えてきていることなどから、より一層の注意が必要だと思います。交通安全意識向上のため、定期的に安全運転講習などをされてもよいと思います。

以上、要望とさせていただきます。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 農業用水路、その他水路の維持管理についてご答弁申し上げます。

現在、農業用水路の維持管理につきましては、水路を活用する受益の水利組合が維持管理を行っております。村としては、引き続き受益の水利組合で維持管理を行っていただきます。村としては、農業の振興を図ることを目的とした農業施設の整備に対して、農業施設整備補助金要綱に基づき、農業用水路や農道の補修や改良等に要した原材料の経費に対して補助金を交付しております。また、もともとは交付対象が受益戸数5戸以上としておりましたが、平成28年度から制度を見直し、受益戸数を2戸以上とすることで小規模な農業施設でも柔軟に対応できるよう変更し、現在まで継続している状況であります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。補助金の見直し等はあると思いますが、現状は高齢化や就農者の減少で、老朽化した施設に対応が追いついていないのが実態です。受益者のみに負担を負わせるのは、無理が生じていると考えます。各地区や管理をされている団体の格差もあり、営農者の現実を考えると草刈りや掃除もままならないのが現状です。やはり全体を一定部分掌握することは重要だと考えます。現状の管理体制では見えない部分があり、不十分と考えますが、どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 再質問についてご答弁申し上げます。

農業用水路につきましては、大小様々な水路があり、また受益者についても、村域を越え、富田林市や河南町の農業従事者と多岐にわたっている状況であります。行政として全ての管理組合や受益者を把握するのは困難であります。農業者の代表機関である農業委員会や実行組合長会を通じて、出水期の農業水路の適正管理について周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。適正管理の周知とともに、補助金の拡充についても検討いただきたいと思います。また、何度も申し上げますが、この先将来を考えると、現状の古い体制では立ち行かなくなるのは目に見えていると思いますので、現状の把握と10年、20年先を見据えた計画をできるような体制づくりに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 再質問についてご答弁申し上げます。

本村の農業を取り巻く環境については、農業者の高齢化もあり、受益者が自ら行う整備が厳しい状況でといった声もありますが、現行どおり受益者での維持管理を引き続きしていただくということと、近隣の市町制度も調査し、補助の拡充については検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 地域により管理体制や利用者の考えも異なり、かなり難しい問題とは思いますが、困っている住民の方々に寄り添い、よりよい方向へ導くのも行政の使命ではないでしょうか。補助金の拡充だけでなく、他町村の事例なども参考に、改革をしていただきたいと思います。

以上です。

○千福議長 第5番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただいたとおり、役場の人員配置に関し課題は、企業誘致の進捗は、情報公開についてご質問させていただきます。

まず、役場の人員配置に関し課題はについてご質問させていただきます。

第3次定員適正化計画の計画期間は、平成29年から平成33年、令和3年までであり、現在は第4次定員適正化計画の策定が進められている最中だと思われま。第3次計画では、平成33年時点での目標職員数は77人とされておりますが、本年11月発行の村広報では、令和2年度89人、令和3年度83人と、目標職員数を超過している状況が続いています。もちろん、いたずらに超過したわけでないことは承知しておりますが、超過した背景にはどのような事情があったのか、その点も含め第4次計画の策定に向けて村として現在どのような課題を感じておられるのか、教えていただきたいと思います。

続いて、企業誘致の進捗はについてご質問いたします。

南本村長の選挙時のマニフェスト南本プランには、⑥若い世代が働ける新企業の誘致、⑦市街化区域の増加、⑧起業支援、⑩農業法人の設立といった公約があり、企業誘致に対する南本村長の並々なぬ思いが見受けられるところであります。本村の相変わらず厳しい財政状況を鑑みても、村独自の財源確保は安定的な財政運営にとって不可欠であり、企業誘致は喫緊の課題だと思われまます。

そこで、企業誘致の進捗を伺うに当たり、まずこれまでの村の企業誘致策に対する村長のお考えをお聞かせください。

第3に、情報公開の徹底をについてお伺いいたします。

平成31年以降、給与、定員管理等の状況は、村ホームページ上で報告されておられません。また、これとよく似た人事行政の運営などの状況が報告されておりますが、こちらにしても令和元年度で更新が止まっているところです。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、村長は人事行政の運営の状況を、当年の12月末日までに、インターネットを利用して閲覧に供するよう定められております。現状は条例に反するものと言わざるを得ませんが、なぜこのような状況が起こっているのか、その原因をお伺いいたします。

以上、3点につきご答弁よろしくお願ひいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 役場の人員配置に関し課題はについてご答弁を申し上げます。

平成29年度に確定をしました第3次定員適正化計画では、目標職員数を77人としております。組織のスリム化を図ってきたところでございます。しかし、新庁舎の建設やロープウェイ問題、防災体制の強化や各種施策の充実などにより、計画時より事務量が増えていることから、職員1人当たりの負担が増え、77人の体制では対応が難しいことから目標数を超過してるところでございます。今後の課題としましては、令和5年度より段階的に定年が延長されることから、定年引上げ期間中の職員数の管理や、新規採用計画、また役職や年齢構成のひずみが出てくるなどが考えられます。今後、総務省において、一時的な調整のための定員措置の考え方を整理し、必要な助言をしていくということですので、その内容を踏まえ、適正な職員数について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。令和5年度より段階的に定年が延長されるとのことですが、それによりどのような影響が考えられるのか、お伺いいたします。

○千福議長 答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 令和5年度より定年が延長され、2年ごとに1歳ずつ年齢が引き上げられることになっております。65歳定年になるのが令和14年度退職者となりますので、この間は組織の新陳代謝が緩やかになり、極端に言えば新規採用ができないということも考えられます。そのため、制度が確立するまでは、国の方針を踏まえ、一定期間職員数が増加することもやむを得ないと考えております。また、定年延長に伴い、役職定年制も導入され、60歳で管理職を外れることとなりますので、この職階のバランスをどうするのかというところも課題となってまいります。さらに、一時的な職員数の増加によりまして、非常勤職員の採用にも影響が出ることも懸念されますので、国の運用方針を踏まえ、財政負担への影響も考慮しながら、適正な職員数について慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 今年度の人事異動で、係長の多くが課長代理に昇進いたしました。そのため、現状では、係長などの中間層が薄く、非常にアンバランスな状態にあるように見受けられます。それにより、課内のバランスが十分に機能していない側面があるようにも思われますが、現状職階の体制についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○千福議長 答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 過去の合併協議によりまして、平成15年度から平成22年度までの8年間、職員の採用を控えておりましたので、40歳前後の係長級の職員数が薄くなっており、以前から課題となってございました。そのため、令和2年度に、主査試験の受験資格を見直し、これまでの在職8年、32歳以上という条件から、給料の号給が2級、20号給以上の者という条件の緩和を行ったところでございます。これによりまして、受験資格が最短で3年短縮されることとなっております。受験対象者が増えることによりまして、合格者の増加も期待できることから、アンバランスの解消につなげていくとともに、今後も中間層の人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。現状の役場の人員配置に関しまして、1つ定年延長、もう一つ中間層の人材育成、こういった課題があるということが分かりました。定年

延長は財政的な影響も大きいと思われまし、過剰な人員とならないよう調整をお願いしたいと思います。また、中間層に関する問題点につきましては、以前新規職員の採用を停止していた、そのことに端を発するものだというふうにより思いますので、今後同様の轍を踏むことのないようお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 企業誘致の進捗案についてご答弁申し上げます。

ご質問の企業誘致は、私が考える村を再生するための数あるプランの一つでございます。今回、ご質問いただきましたのは、企業誘致と農林業を含めた起業支援の大きく2項目についてのご質問とご理解し、ご答弁申し上げます。

まず初めに、企業誘致ですが、本村の村域の約8割が山林であり、地形上の特徴としては集落の大半が急峻な地形となっており、平地は僅かな状態です。そのため、企業誘致を行うには、極めて厳しいものとなっております。しかし、過疎からの脱却のため、主要産業を持たない本村は、自主財源を確保するためには、企業誘致は必要不可欠です。そこで、本年4月に、まちづくり推進課を設置し、企業誘致に向け村内での開発適地を選定するため、土地利用計画の検討を指示したところでございます。

次に、起業支援や農業法人の設立などは、地域経済の活性化に必要な施策であると考えております。なお、検討の際には、平成28年度に、小売店舗等開業支援事業補助金の不正受給があったことから、新たな制度設計をする場合は慎重に進めてまいりたいと考えております。また、農林業再生支援としては、農業専門委員の雇用による営農支援や、間伐搬出補助などの支援を継続するとともに、農業法人をはじめとする法人は地域農業の担い手となる存在であり、村の発展に大きく貢献できる可能性があることから、担い手が不足する本村においては、法人による農業参入を積極的に推進する必要があると考えております。しかし、行政だけの力では、これからの計画や事業を進めることはできません。事業の成功の鍵は、実際に事業に着手される方や企業など事業主の方たちです。さらに、土地所有者の方と村民の方々の協力なしには達成できません。私としましては、南本プランを進めることにより、千早赤阪村がもっともっと元気な村であり続けるよう、できる限り皆様のご理解とご協力を得られるよう、これからも鋭意努力していく所存でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 企業誘致について、もう少し具体的な内容をお聞かせいただけますでしょうか

か。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 まず、具体的な内容の一つであります土地利用計画です。都市計画事業の内容として、まずは市街化区域内での用途変更、既存地区計画の変更、さらに新たな地区計画検討の3項目を課題とし、現在進めております。

市街化区域内での用途変更につきましては、村の課題の一つであります自主財源を確保するためにも、事業所の誘致は必要と考えております。しかし、村の市街化区域のほとんどが住宅系の用途に指定されていることから、市街化区域内での企業や事業所をすぐに誘致することはできません。そこで、現在の土地利用の状況を調査し、土地利用計画の検討を進め、用途の変更を行うことで事業所の誘致を図っていきたいと考えております。現在、検討中のエリアとしては、二河原邊地区、水分地区で検討を進めております。

次に、既存地区計画の変更については、村の環境などが守られる範囲内においてできる限り規制を緩和することで、企業の進出、定着を促す計画を進めております。こちらも二河原邊、水分地区で検討を進めております。

最後に、新たな地区計画検討については、検討場所としては、森屋北西部地区や、国道309号沿道沿い、さらには広域農道沿いである村道水分東阪線や村道東阪中津原線沿道で検討を進めてまいります。現在、この3つの事業計画を軸に進めておりますが、大きな問題としては、これらの地区や沿道は民有地であることから、所有者の意向を酌み取りながら、今企業誘致を行う必要性を訴求することも大切でございます。行政といたしましても、土地利用に関する規制緩和等に関して、賃料など条件の項目において交渉を行い、ご納得をいただくことが今後の村政発展の礎となりますので、しばらく時間を要することとご理解いただければ幸いです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 企業誘致を進めることに当たりまして、想定される課題ですとか、またその課題をどのように克服して進めていくのか、その点お伺いします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 これらのプラン推進の要は人です。千早赤阪村在住の方はもちろんのこと、来村者の方々や将来定住を希望される方々が大切です。そのためにも、村を知ってもらう、村に足を運んでもらう、そして村への定着、こうした流れの構築が必要です。しかし、千早赤阪村は、様々な意味、条件で不利であることは否定できません。さらに、村域

において、約9割強が市街化調整区域となっており、企業誘致を行う上で困難となる条件が多々存在します。

そこで、千早赤阪村は不便であり、その上規制が多いという、これらのマイナスイメージを払拭していくことが必要です。そのため、土地利用計画をはじめ、起業及び雇用支援、防災・減災対策、交通利便性の向上、あらゆる世代に対する福祉施策、そして、観光資源、自然を守り、住環境の確保等、多岐にわたる魅力を生み出す必要が求められます。その根幹となる第5次千早赤阪村総合計画の策定に取り組み、来年度から実施いたします。この計画で策定する5つの基本及び重点施策に基づき、これらを推進するとともに、私が村内外の企業へのトップセールスを行い、村のよさを広く広報し、来村者の促進、そして定着化へのよい流れづくりの構築を行いたいと考えております。さらに、雇用の発生に伴う住環境整備を促し、それらによる結果、自主財源の確保と並行し魅力ある村づくりを大きく推進していく、それが私の仕事であり、今千早赤阪村に必要であると考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。先ほども触れましたとおり、南本村長の選挙公約におきまして、企業誘致や起業支援というのは大きなウエートを占めていたというふうに思います。実際に、その点に期待して投票された方も多かったのではないのでしょうか。ただ、村長交代から1年半ほど経過いたしました。そろそろ村長が替わっても何も変わっていないというお声も聞こえるようになっております。これまでの経緯も承知しておりますし、なかなか新企業の誘致や市街化区域の増加、こういったことに時間がかかるのは理解できることではありますが、ただ起業支援、こういったことはすぐにでも実行できることだというふうに思います。閉塞感を打破してほしいという村民の期待を背負って村長に就任されたのですから、南本村長にはぜひとも様々な選挙公約を実現させていただきたく思います。

はい、以上です。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 情報公開の徹底をについてご答弁を申し上げます。

ご指摘をいただきました人事行政の運営などの状況につきましては、確認不足で更新ができておりませんでした。誠に申し訳ありませんでした。12月17日に更新をさせていただいたところでございます。今後はこのようなことがないように、確認を徹底してまいり

ます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問お受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。この更新が停止していたと、この状況について、課長並びに担当者は把握できていなかったということなんでしょうか。

○千福議長 答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 ご指摘のとおりで、誠に申し訳ございません。広報紙への掲載という意識はございましたが、ホームページに対する意識が低かったというところでございます。これを踏まえまして、全庁的にデータの更新状況を先に確認するよう通知をしたところでございます。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ホームページでの公開というものは、これは条例上定められていることでございまして、単純な更新忘れと言えるものではなく、明確に条例に反する事案だというふうに思います。にもかかわらず、2年も放置されていたということについて、これはもうチェック体制が機能していない、そういうことを意味するのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、中野秘書課長。

○中野秘書課長 以前より業務のマニュアルがないと、等の課題がありまして、ご指摘もあったところでございます。現在、各自でマニュアルの作成を進めているところであり、誰が担当しても分かるような仕組みづくりが必要だというふうに、今考えております。また、年間スケジュールを踏まえたチェック表の作成など、現体制の中でダブルチェックができるように、チェック体制につきましても再度検討してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 問題の背景をちょっと整理させていただきますと、まず第1に、ホームページへの意識の希薄さ、これがあったかと思えます。ホームページというのは、村の第1の玄関なわけです。村外の方が千早赤阪村に関心を持っていただいて、それでその次千早赤

阪村を検索して、そこで最初に出会うのがホームページですよね。こういったホームページ、情報公開、この点からずっと長年、まあ2年間放置されていたってことになれば、村の情報公開に対する姿勢、こちらに疑念感を持たれかねないというふうに思います。また、秘書課にかかわらず、役場のチェック機能は行われたことに対しては働きますが、行われなかったことは気づかれることなく、見過ごされがちだというふうに感じております。ミスはいつか絶対に起こるものですから、組織としてミスを前提とした業務体制を構築していただくようお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○千福議長 第6番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党服部幸令です。議長通告に基づき、2つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、本村の脱炭素化に向けての取組についてです。

10月31日から11月12日まで、イギリスのグラスゴーにおいて、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、通称COP26が開催されました。今会議において、日本は2度目の化石賞という不名誉な賞をもらうことになりました。日本は世界的に見ても、脱炭素社会への取組が遅れていると言わざるを得ない状況です。そこで、本村として、脱炭素社会に向けての取組について伺います。

2つ目は、村内のタクシー、バスの利用状況について伺います。

11月19日に、大阪府狭山市で、高齢者の運転する車が暴走し、3人の死傷者を出す痛ましい事故が発生し、全国的にも高齢者の車両事故が増加しています。特に、本村は高齢者が多く、自動車免許返納後の対策が急務です。6月の一般質問でも問題提起しましたが、村独自の村内交通手段の確立は難しいという回答でした。それに代わる対策として、本村ではバスやタクシーの助成が行われています。来年度に向けてのチケットの申請が始まる中で、現在本村が行っているバスやタクシーの利用状況について伺います。

以上、2点、ご答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項の1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 本村の脱炭素化に向けての取組についてご答弁申し上げます。

千早赤阪村においては、平成30年度にESCO事業を導入し、公共施設の照明設備と空調設備の省電力化や太陽光発電を行うことで、運営コストの削減とともに、CO₂削減に取り組んでいます。また、本村は中山間地域であり、村域の8割が山林であります。森林整備を進めることで、CO₂の吸収増加につなげることも非常に有効であると考えます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 先ほど、井上議員からの質問でもありましたが、脱炭素社会の一つの提案として、村の公用車にEV車、通称電気自動車を導入してはいかがでしょうか。

○服部議員 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 EV車は、ハイブリッド車とは違い、車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行します。エンジンを使用しないので走行中に二酸化炭素を排出せず、環境性能においては、エコカーの中でもトップクラスと言えます。また、災害時の電源供給としても注目されていることから、所管課とも連携を図りながら検討してまいります。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ぜひ所管課と協力して、EV車を導入していくようにと思います。

さて、そこで、村長に村の長として脱炭素社会に向けてどのようにお考えをしているか、お伺いしたいと思います。ご答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs」持続可能な開発目標の一つとして、気候変動及びその影響を軽減するための対策を講じることを掲げております。我が国日本においても、気候変動による集中豪雨や大型台風などの様々な自然災害が発生し、私たちの暮らしに深刻な被害をもたらしています。こうした災害は地球の温暖化が要因となっていることから、日本政府は2050年までに、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルという高い目標値を掲げています。

村としては、新年度よりスタートする第5次千早赤阪村総合計画において、温室効果ガスの排出量削減の推進を掲げており、議員からのご提案も踏まえ、CO₂の削減に向け新たな取組を進めていく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。村長からもありましたとおり、今年第5次千早赤阪村総合計画を立案し、来年度から始まります。せっかくの総合計画が企画倒れに

ならないためにも、本村でできることから一歩ずつ脱炭素社会に向けての取組をお願いします。特に、ガソリン車の生産は、各メーカーが製造、販売を縮小、もしくは中止を表明しているため、ハイブリッド車、そしてEV車への対応が迫られます。ご答弁にありましたように、公用車からEV車の導入を進めていただき、千早赤阪村が人にも環境にも配慮している村だとアピールしていただきたいと要望します。

○千福議長 質問事項の2番目の答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 地域公共交通利用料助成事業の利用状況についてご答弁申し上げます。

将来にわたって誰もが利用できる交通体系を構築するため、平成27年度からは村内を巡回する定時定路線やデマンド方式による運行を実施し、平成30年度から現行の地域公共交通利用料助成事業を実施しております。令和2年度の利用の実績となりますが、申請いただいた方が517名、内訳としましては、75歳以上の方が486名、身体障害者手帳、療養手帳や精神障害福祉手帳をお持ちの方が19名、妊産婦の方が4名、免許返納者の方が8名となっております。利用については、延べ枚数になりますが、タクシー3社で4,054名、バス会社2社で3,441名の利用で、合計7,495名の利用状況となっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止による非常事態宣言下での外出制限があったにもかかわらず、1日平均で換算しますと約20名の使用があったことは、村内公共交通利用促進の一助になったのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございます。来年度も地域公共交通利用料助成事業を継続される予定なのか、また実施を予定されるのであれば、この制度をより便利に利用するためにも、申請方法を簡単にすれば利用される方が増え、特に村内高齢者の方々の外出の機会が増えるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○千福議長 答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 来年度もこの公共交通利用料助成事業を行う予定で、今進めております。あと、申請に関しましては、申請書を氏名、住所、生年月日、連絡先の記入、押印、また併せて納付等の状況調査、同意調査にも、申請者の氏名、住所と押印、加えて年齢が確認ができる証明書を申請時に求めております。皆様方の大切な税金である公金を補助金として補助する以上、一定のご負担をお願いすることも致し方ないとも考えております。

ただ、一方で、対象者が75歳以上の高齢者の方と考えると、これらの申請書の作成を負担に感じられるかもしれません。国では、デジタル庁が設置される事態となり、紙による現行制度は時代遅れであるとされるのも事実です。やがてパソコン世代が運転免許証を返納する頃には、かなりの申請手続がデジタル化になるのではと予想されます。そこで、今後は、村で実施する実証実験及びアンケート調査等の結果を踏まえ、スマートフォンやパソコン、さらにはマイナンバーカードの申請や自宅からの申請など、より便利に、より簡単に申請や利用ができる環境づくりの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

村内にはご高齢の方がたくさんいます。したがって、公共交通の申請手続だけでなく、利用に関してもできる限り簡単に、より便利に利用できるよう、制度の検討を進めていただき、今後も公共交通の利用促進に努めていただきたいと思います。また、最近ニュースでも取り上げられている公共交通での暴力やハラスメントなどのトラブル防止にも同時に力を入れていただき、村民の方が公共交通機関を安全に安心して利用できるよう、事業者に働きかけるなどの対策も併せて講じていただきたいと思います。要望して終わります。ありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

ここで、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方にはご提案申し上げた案件につきまして、16日間にわたりそれぞれ慎重に審議を賜り、厚くご礼申し上げます。全ての議案においてご承認をいただきましたことにお礼を申し上げ、誠にありがとうございました。

本年も残すところあと少しとなりました。国内でのオミクロン株の感染者数も徐々に増え始めており、第6波の到来が懸念されるところでございます。そのような中、3回目となるワクチンの接種券の発送も順次進めており、一日でも早く、一人でも多くの方にワクチンを接種していただけるよう取り組んでまいります。

これから年の瀬を迎え、外出機会も増えることと思いますが、体調には十分ご留意され、健やかな新年をお迎えいただきますようにご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和3年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 徳 丸 初 美

議 員 平 田 常 信